

**食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第20回牛豚等疾病小委員会 議事要旨**

1. 日時及び場所

日時：平成24年6月21日16:00～18:20
場所：農林水産省本省第2特別会議室

2. 出席委員（敬称略）

村上洋介（委員長）、西英機、明石博臣、清水実嗣、津田知幸、恒光裕、平田昇

3. 会議における主な発言内容

（1）豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

【野生いのししの抗体保有状況調査をやめることについて】

（委員）野生いのししにおいて当該調査をやめる理由は。

（事務局）平成4年の最終発生以降、20年間発生がなく、本調査も全て陰性であることから、日本の野外にはウイルスはいないと判断した。

（委員）今までのいのししの検査頭数は。ヨーロッパの状況等を見ると、豚コレラの発生が減った国で再発生した場合、感染源が野生動物ということが多いため、野生動物は引き続き注視する必要がある。

（事務局）検査頭数は平成8年度から22年度までの合計で16,300頭実施。

（委員）野生動物で豚コレラが見つかった場合に周辺農場で検査を行うのか。

（事務局）指針には書いていないが、その場合には周囲の農場で立入検査等を行うことになる。

（委員）OIEの基準では野生動物で抗体が見つかったとしても清浄性には影響しないが、日本も同じような立場か。

（事務局）OIEの豚コレラのコードは来年改正される。現行では野生動物で抗体が見つかったとしても飼育豚の清浄性には影響しないとされており、来年の改正でもこの考え方は変わらないだろう。

【発生状況確認検査の対象農場（5頭以上飼養のみ）について】

（委員）豚を飼養する農場であれば5頭未満でも検査すべき。

（事務局）緊急的に発生状況を確認する検査であり、できることからやるという観点から5頭以上の農場に限定した。また、清浄性確認検査（防疫措置完了後17日経過後に実施）は全ての発生農場を対象に行うこととしている。この件は、都道府県の意見も聞きながら検討したい。

【蛍光抗体法による検査（FA検査）の結果陽性となった家畜を疑似患畜とすることについて】

（委員）FA検査陽性家畜を疑似患畜とする理由は。

（委員）FA検査は豚コレラの診断方法として信頼がある。ウイルス分離と同様、陽性の場合患畜として良いのでは。

（事務局）FA検査の感度が信頼性が高いことは認識。一方で、FA検査は判定が難しく、永らく発生がない中で家保における判断に用いるのは重いと考え、初発の農場についてはFA検査陽性で疑似患畜とした。

（委員）診断基準に海外と差があってはいけないが、海外ではどうなのか。また、FA検査は技術的にしっかりしていないといけない。もしFA検査をやるのであればポジティブコントロールが必要となるのできちんと供給してほしい。

（委員）FA検査で疑似患畜と判断された場合の防疫措置はどうなるのか。家畜の殺処分

の範囲は。

(事務局) 疑似患畜 (=FA 検査陽性) であっても殺処分の対象になる。また、疑似患畜の同居豚、疑似患畜と飼養管理者が同一の豚は全て殺処分となり、患畜と同等の扱いである。

【防疫措置従事者の行動制限期間を7日とすることについて】

(委員) 7日間の行動制限を設けると防疫措置に支障が生ずるのでは。口蹄疫では科学的に証明されていたが、豚コレラでは7日間とする根拠はあるのか。

(事務局) 諸外国では感染試験を行った人を介して広がった事例があり、ある程度の行動規制は必要。日数については口蹄疫に倣って7日間としたところ。

(委員) 以前の疑い事例の発生時には、採血に慣れている人、地理に詳しい人などは限られておりその中で防疫措置を行った。人材が限られている中で効率的に防疫措置を行う必要があるという点も考慮する必要がある。

(委員) 防疫の効率とまん延防止のバランスを考え、県の意見も聞いたうえで決めていきたい。

【その他】

(委員) 異常家畜発見時の検査について、やむを得ず農場で採材を行う場合に野生動物が農場に来てしまうとまん延の原因となる。留意事項に、「野生動物に十分注意する必要がある」旨追記すべき。

(事務局) 貴見の通りとする。

(委員) 清浄性の維持確認のための調査で陽性となった場合の対応のうち、病性鑑定でも陽性が確認された場合の家畜の所有者への留意事項に「衣類・飼養器具の消毒」も追記すべき。

(事務局) 貴見の通りとする。

(委員) 病性の判定方法のうち、(2) 清浄性の維持確認のための調査で陽性となった場合についても、豚コレラが続発している場合は(1) 異常家畜の通報があった場合と同様に、動衛研での結果を待たずに判定することとすべき。

(事務局) (2) は平時を想定したもの。ただし、想定する状況については事務局で再度整理したい。

(委員) 移動制限区域内の農場であっても、自農場の臨床的な異常がない豚から採取した精液であれば人工授精を行ってもよいとしているが、自農場が複数あり、そのうちの一部が制限区域外でも人工授精を行ってよいと読めてしまう。

(事務局) 制限区域外は認めるつもりはないので、誤解のないように記載方法を修正する。

(委員) 野生動物における感染確認検査に関する留意事項では、抗体検査のみ行うこととしているが、急性の場合抗体が上がっていないこともあるため、抗原検査もやるべき。

(事務局) 貴見の通り PCR 検査および FA 検査も追記したい。

(委員) 豚では多頭飼育が盛んであり、24時間以内に全て殺処分するのは難しいのでは。ワクチン接種の検討をしてはどうか。

(委員) PCR 検査を抗原検査と表記するのは適切ではない。ウイルス検査という言葉の方が適切では。

(委員) ELISA の非特異反応の報告はあるのか。BVD ウイルスやボーダー病ウイルスに対する抗体も拾うのではないか。

(事務局) 調べてみるが、どこまで判明するかは分からない。

(委員) 疫学調査は県が主体となって行う書きぶりであるが、豚の場合は県をまたいだ移動もある。他の県と連携するのは難しい部分もあるので、国の関与を書き加えるべき。

(事務局) 検討する。

(2) アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について
質疑応答なし。

(3) ブラジル・サンタカタリーナ州への口蹄疫等の地域主義の適用による豚肉の輸入について

(委員) 地域を限定しての輸出では、家畜の移動管理が最も重要。輸出認定と畜場に他州からの直行豚が導入されることがあるのか、また、リスク評価報告書概要(案)にある「適切なリスク管理措置」とはどのような内容を想定しているか。

(事務局) リスク管理の内容については今後の家畜衛生条件の協議の中で議論されることになる。その中で、サンタカタリーナ州で生まれサンタカタリーナ州で育ち、サンタカタリーナ州のと畜場で処理された豚肉のみを輸入すること、と畜場はサンタカタリーナ州産の動物のみを処理しているところを認めることとしたいと考えている。

(委員) 6月12日の家畜衛生部会でサンタカタリーナ州は既に他国に輸出しているとの話があったが、輸出条件を遵守できなかったために輸入を停止されたことはあるのか。

また、仮にサンタカタリーナ州で口蹄疫が発生した場合、既に輸出された肉等についてどのような措置をとるのか。

(事務局) 2005～2006年にブラジルで口蹄疫が発生した際に停止されたことはあるが、ブラジルが2国間で定めた条件に違反して輸入を止められたことはない。

また、発生 of 早期通報が重要であり、現地調査では通報体制も含めて確認したところ。通報があり次第速やかに停止措置をとる。その後、発生状況を確認してウイルスに汚染されているおそれのある貨物については輸入を認めないという対応を取る。

(事務局) 12日の家畜衛生部会での議論を補足させていただく。米国がサンタカタリーナ州を解禁した件について、と畜場の認可権限が米国にあるかご質問をいただいた。米国はブラジル側に認可権限を委ねており、我々も基本的に米国と同じ考えを持っている。ブラジルのと畜場については既に厚生労働省が評価をしており、我々もそれを尊重したいと考える。

(委員) 口蹄疫の地域主義を認めるのは本件が初めてと理解。国境検疫及び州境検疫が整備されているとのことだが、州境検疫が国境検疫と同等であるとは思いがたい。そこで、隣接州で発生があった場合に一時停止等の措置を取ることは考えているのか。発生があるということはバイオセキュリティ措置が何らかの原因で破綻しているということ。十分に調査することが必要と考える。

(事務局) 隣接州で発生した場合の対応は、リスク管理措置で規定すべきと考える。近接した地域で発生があった場合には、一時停止をとり、発生状況を確認して発生が限局していることを確認した上で停止措置を解除することを考えている。

(委員) 口蹄疫の地域主義を認定するのが初めてとのことだが、日本で口蹄疫が発生した際には地域主義はとられたのか。

(事務局) 輸出の場合は相手国の判断による。日本からの輸出については、宮崎県を除いて輸出を認めるとした国もあった。

(委員) サンタカタリーナ州のリスク評価については理解するが、国内生産への影響が懸念される。

(委員) 科学的根拠があれば、国際基準以上の措置をとることも認められていると承知しているが、それに足る事実はないということで間違いはないか。

(事務局) その通り。

(委員) 今回のリスク評価結果については、現在のリスクは小さいということと理解するが、今後もリスクが継続して低いかは分からない。定期的に現地調査を実施する等

の対応を検討していただきたい。

(委員) これは要望だが、今回のサンタカタリーナ州はワクチン非接種清浄地域の認定の件であるが、周辺の国や地域にはワクチン接種清浄地域がある。ワクチン接種清浄認定の評価となれば、抗体識別結果の評価などの複雑な問題が絡むので、ワクチン非接種清浄認定とは異なり、より慎重に対応すべきだと考える。

(委員) 家畜衛生条件でサンタカタリーナ州産の豚肉のみ輸入を認めるとのことだが、サンタカタリーナ州産であることをどのように証明させるのか。

(事務局) 政府の認定と畜場は認定農場からのみ豚を受け入れている。受け入れの際には移動許可証を確認しており、移動許可証に農場名等が書かれている。さらに受け入れ後は入墨を行い、ロット単位でと畜処理していることから確認が可能。

(4) ハリスコ州の豚コレラ清浄性認定について

(委員) ハリスコ州のみならず、現在はメキシコ全土が豚コレラ清浄とのこと。ハリスコ州はメキシコでも有数の農業が盛んな地域だが、25年前に訪問した際には、清浄化は困難と感じた。今回は現地調査も行ったとのことだが、農村にも調査に行かれたのか。

(事務局) 裏庭養豚農場にも調査に行っており、管理状況を確認している。

また、メキシコは国全体では裏庭農場が多いが、ハリスコ州は裏庭農場が少なく全体の1%にも満たない。サーベイランスは商業用農場、裏庭農場両方に対して実施しており、ELISAで陽性例が確認された場合であっても追加の抗体検査、ウイルス検査で感染を否定している。

(委員) 来年、OIEが豚コレラの公式認定を開始するとのことだが、メキシコは国全体を申請するのか、それとも州単位で申請するのか。

(事務局) メキシコが国全体で清浄性認定を申請するのか、州単位なのかは承知していない。

(事務局) OIEコードの規定では、メキシコは国全体が清浄国の要件を充足している。

4. 審議結果

(1) 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

原案の一部について小委員会の意見を反映させた上で都道府県から意見を聴取することについて了承された。今後の手続等については委員長に一任されることになった。

(2) アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

原案のまま都道府県から意見を聴取することについて了承された。今後の手続等については委員長に一任されることになった。

(3) ブラジル・サンタカタリーナ州への口蹄疫等の地域主義の適用による豚肉の輸入について

適切なリスク管理措置を講ずることを前提に認めて差し支えないとされた。このため、次回の家畜衛生部会で審議されることとなった。

(4) メキシコ・ハリスコ州の豚コレラ清浄性認定の報告について

次回の家畜衛生部会で報告することとなった。

(以上)